

医療機関各位

平成 28 年度 診療報酬改定に関して

平成 28 年 3 月 28 日(月)に「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について資料が発布されました。

湿布薬について記載要件が具体的になりました。

湿布薬の処方時は、処方せん及び診療報酬明細書に、投薬全量の他 1 日分の用量又は何日分に相当するかを記載する。

※当初、記載要項が不明なため、薬の子コメントとして資料を作成しています。又レセプトへの記載も必要という説明でしたが 今回の資料ではレセプトについては院内処方に関して具体的な記載要項が載っています。

(処方)

湿布薬を投与した場合にあっては、その内訳について、「摘要」欄に所定単位当たりの薬剤名、湿布薬の枚数としての投与量を記載した上で、湿布薬の枚数としての 1 日用量又は投与日数を記載すること。

1 回の処方において、入院中の患者以外の患者に対して 70 枚を超えて湿布薬を投与した場合は、当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨を「摘要」欄に記載すること。

院内処方については、資料の通り専用コメントを使用して下さい。

★専用コメント 用法：{ 2 7 7 } 70 枚超え理由：{ 2 6 8 }

院外処方については 処方せんの記載要項に記述されています。

第 5 処方せんの記載上の注意事項

7 「処方」欄について

特に湿布薬については、1 回当たりの使用量及び 1 日当たりの使用回数、又は投与日数を必ず記載すること。

8 「備考」欄について

(7) 1 処方につき 70 枚を超えて湿布薬を投与する場合は、当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨を記載すること。

(処方せん)

院外処方については、備考欄への記載になります。専用コメントでは備考欄への記載ができません。親コメント { 7 9 } を使用すると備考欄への印字になります。備考欄は狭くなっているので文字数には注意して下さい。

院外処方では

専用コメント { 2 6 8 } ではなく、親コメント { 7 9 } を使用して 70 枚超え理由を入力して下さい。